

第2章 めざす将来像

1. 将来像と目標

(1) 計画目標年次

伊達市の将来を見据えたまちづくりの指針である都市計画マスタープランは、おおむね15年（計画期間：平成16～35年）後を目標とします。

(2) 将来像とまちづくりの目標

ア. 将来像

伊達市の都市計画マスタープランでは、これまでのまちづくりを継承しつつ、市民と行政が協働のもと、本市が抱えるまちづくりの課題を整理解消しながら、質の高い生活の場として、また、自然や歴史など地域資源と調和した「伊達らしさ」のある都市空間の形成を図るため、めざす将来の都市の姿を次のように定めます。

豊かな自然、歴史・文化が薫り、魅力ある活気みなぎるまち

イ. まちづくりの目標

将来像を実現するため、本計画におけるまちづくりの目標を、次のとおりとします。

- ◆ **豊かな自然と調和した生活空間づくり**
都市を取り囲む豊かな自然環境が保たれ、自然との調和と共生を図りながら、計画的な土地利用を進め、生活に身近な緑空間と融合できる生活空間づくりをめざします。
- ◆ **都市環境の整った都市空間づくり**
機能的で快適に生活できる都市基盤を整備するとともに、ゆとり、潤い、豊かさを追求した生活環境を提供できる都市空間づくりをめざします。
- ◆ **地域特性を生かした個性あるまちづくり**
史跡、遺跡など歴史・文化を大切にしながら、新たな市民文化との融合を図ります。また、地域の特性を生かしながら、魅力と個性のあるまちづくりをめざします。
- ◆ **安全で安心して暮らせるまちづくり**
避難道路などの交通ネットワークの機能を高めつつ、防災機能の充実を図り、災害などに強いまちづくりをめざします。
また、高齢者、障がい者が安全で安心して暮らせるまちづくりをめざします。
- ◆ **人と人とのふれあうまちづくり**
市民と行政が一緒に考え、行動する協働型の「市民参加」を進め、人と人とのふれあうまちづくりをめざします。

◆ まちづくりの課題

- ・ 土地利用の課題
- ・ 都市施設等の課題
- ・ 自然環境・景観・防災の課題
- ・ 福祉・観光・文化財等の課題
- ・ 広域的な課題

将来像
「豊かな自然、歴史・文化が薫り、
魅力ある活気みなぎるまち」

目標年次
平成35年
(2023年)

まちづくりの目標

人と人とのふれあうまちづくり
安全で安心して暮らせるまちづくり
地域特性を生かした個性あるまちづくり
都市環境の整った都市空間づくり
豊かな自然と調和した生活空間づくり

2. まちづくりの基本方針

本市の特性を生かしながら、まちづくりの目標を達成するため、次のとおり基本方針を設定します。

◆豊かな自然と調和した生活空間づくり

～特性に応じた土地利用の方針～

自然と都市との調和や健康で快適な市民生活の確保、活気ある産業の振興など、総合的かつ計画的な土地利用を図ります。

土地利用に関する諸計画を適切に運用するため、関係法令に基づく規制と指導を行い、未利用地の有効活用など、適正な土地利用を図ります。

(1) 都市地域

自然環境の保全、農業地域との調和に配慮しつつ、人口動態、地域の開発動向を十分勘案しながら、新たな住宅地の形成や公園、緑地、道路などの適正配置に努め、景観にも配慮した街並み形成の誘導など、地域の特性を生かした都市づくりを進めます。

また、住居系、商業系、工業系の用途がもつ都市的機能の充実はもとより、高齢者や一般世帯の居住環境の利便性を高めるとともに、民間による空地開発に対する適正な指導を行い、良好な居住環境の創出など、まち全体の均衡ある発展を図ります。

さらに、中心市街地においては、都市機能の集積密度を高め、コンパクトなまちづくりを進める必要があることから、「市街地総合再生基本計画」に基づく再開発事業などにより街なか居住を進めるとともに、「伊達ウェルシーランド構想」に即した土地利用を進めます。

(2) 農業地域

豊かな緑を提供する貴重な農地は、市民に安全な農作物等を提供する場として生産性の高い優良農地の保全に努めます。

また、市街化区域周辺の農業振興地域については、都市と農業との調和に配慮しながら、グリーン・ツーリズムや優良田園住宅などの新たなニーズに対応できる土地利用を進めます。

(3) 森林地域

都市環境を彩る貴重な地域資源としての豊かな森林は、動植物の生息、生育空間として、また、水資源のかん養や都市緑地の確保、治山、治水のほか、農林水産業にとっても貴重な資源であることから、その保全に努めます。

◆都市環境の整った都市空間づくり

～利便性・機能性の高い都市施設の方針～

(1) 道路

道路は、都市の活動を支える重要な施設であり、都市間や地区などを結ぶ機能とともに、産業物流の基盤としての大きな役割を担っていることから、利便性の高い道路網の整備を進めます。

ア. 交通ネットワークの形成

円滑な都市交通機能を確保するため、広域的な視点での交通体系の確立が必要です。

このため、広域的な交通需要を支える北海道縦貫自動車道や国道37号、453号、276号を交通軸として、交通量に対応できる車線の確保に努めます。

また、これと連動する都市軸としての幹線道路、地域住民の暮らしを支える生活軸

としての生活道路の整備を図り、安全性・利便性の高い交通ネットワークの形成に努めます。

さらに、有珠山噴火などの災害に対応できる道路網の形成に努めます。

鉄道の利便性やバス路線の確保など、公共交通機関の充実に努めます。

イ. 道路機能の充実

広域的役割を担う交通軸である国道37号の市街地沿道を道路拠点軸として位置づけ、流通・商業施設などの都市活動を支える諸機能の充実を図ります。

また、JR伊達紋別駅前から中心商業地区へ延びる幹線道路を地域拠点軸とし、地域生活に密着した商業機能が充実できるよう誘導するとともに、緑の確保や景観にも配慮し、誰もが交流できる街並み形成を図ります。

さらに、総合的なバリアフリー化を念頭においていた道路整備を進めるとともに、快適で安全な歩行者や自転車の空間づくりなど、自転車歩行者道の確保を図ります。

(2) 公園・緑地

まちにおける緑のオープンスペースの中心となるのが公園であることから、日常生活において身近に利用できる公園・緑地の適正配置に努めるとともに、バリアフリー化や防災機能の充実を図ります。

ア. 公園整備の充実

市民が健康で快適な生活を享受できるよう個々の公園が相互連携によって機能の向上が図られる公園の適正配置を進めます。

また、バリアフリー化に努め、高齢者や障がい者をはじめ、すべての人々が利用しやすい公園づくりを進めます。

イ. 公園の防災機能の充実

公園は、災害時の一時避難場所として防災上必要な空間でもあることから、道路、河川などの公共施設と一体となった防災機能の充実に努めます。

ウ. 緑豊かな環境の整備

自然と共生した都市を形成するため、自然の地形や植生など環境に配慮した個性ある公園づくりに努めます。

また、公共施設や事業所などの緑化を進めるとともに、河畔の植樹など緑化に努めます。

エ. 緑のネットワーク

公園、緑地、河畔林など、緑の有機的なネットワーク化を図ります。

(3) 河川

水害から生命と財産を守るとともに、うるおいと憩いをもたらす河川環境整備を進めます。

ア. 河川環境の保全

河川は、豊かな自然が存在し、人にうるおいとやすらぎを与える空間となっているため、河畔林の維持、河川緑地の増進を図る植樹など、良好な河川環境の保全・整備に努めます。

イ. 水辺空間と親水性の確保

河川改修事業との整合性を図りながら、うるおいのある水辺空間の確保と、親水性に配慮した河川整備を推進します。

(4) 上水道

「安全でおいしい水」を供給するため、水質管理の強化や配水管網の充実など、上水道の安定供給確保に努めます。

また、宅地開発や下水道事業との調整を図りながら、計画的な配水管の整備を進めるとともに、公共水道の未整備区域の対応について検討を進めます。

(5) 下水道

浸水の防除や健康で快適な生活を維持するため、下水道の整備を進めます。

ア. 下水道の推進

環境衛生の向上と、公共用海域の水質保全を図るため、公共下水道基本計画に基づいた計画的な整備を進めます。

イ. 下水道関連施設の整備

汚水・雨水管渠の整備拡充を進めるとともに、終末処理場や中継ポンプ場などの施設の効率的な維持管理に努めます。

ウ. 生活環境の整備

公共下水道基本計画区域以外については、合併処理浄化槽など衛生的な生活環境の整備に努めます。

◆地域特性を生かした個性あるまちづくり

～都市環境・景観形成の方針～

市民の価値観や生活の質的ニーズの多様化に対応し、環境基本計画と整合性を図りながら、「伊達らしさ」を生かした環境・景観づくりを進めるとともに、都市生活における快適で利便性の高い都市環境づくりに努めます。

(1) 特色のある街並みの形成

歴史や文化を取り入れた街並みの創出や保全に努めるとともに、新たな住宅地における地区計画制度などの積極的な活用を進め、特色ある街並みの形成を図ります。

(2) 歴史・文化的資源の保存

歴史・文化的資源については、4市町（伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町）による洞爺湖周辺地域エコミュージアム構想の理念に沿って、固有の歴史や文化、遺産などを学習・観光資源として、住民とともに地域振興に向けた保全活用を図ります。

(3) 個性ある都市景観の形成

海岸線の海浜植物や河川の持つ自然など、本市の優れた自然景観の保全を図るとともに、自然との調和に配慮した個性ある都市景観の形成を進めます。

◆安全で安心して暮らせるまちづくり

～安全で安心なまちづくりの方針～

(1) 災害に強いまちづくり

有珠山噴火をはじめ、風水害、地震、火災などの災害から市民の被害を最小限にくい止める施策や、二次災害をなくすための防災対策を推進するとともに、災害に対する市民の意識の高揚と知識の普及に努めるなど、災害に強いまちづくりを進めます。

(2) 高齢者や障がい者に優しいまちづくり

高齢者や障がい者が、心豊かに安全で安心な生活を送ることのできる環境づくりを進めます。

◆人と人とのふれあうまちづくり

～市民によるまちづくりの方針～

まちづくりは、市民、事業者、行政が協働して創りあげていくものです。このため、市民と事業者、行政が一緒になって考え、行動することが大切です。市民意識の把握、情報の共有化など、それぞれの役割の明確化と協働体制のシステムづくりに努めるとともに、市民が主体となったまちづくりを進めます。

また、高度化・広域化する市民ニーズに対応するため、地域間の連携や機能分担を進めます。

さらに、高齢者が地域で生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、情報提供や相談体制の充実に努めます。

将来土地利用構想図

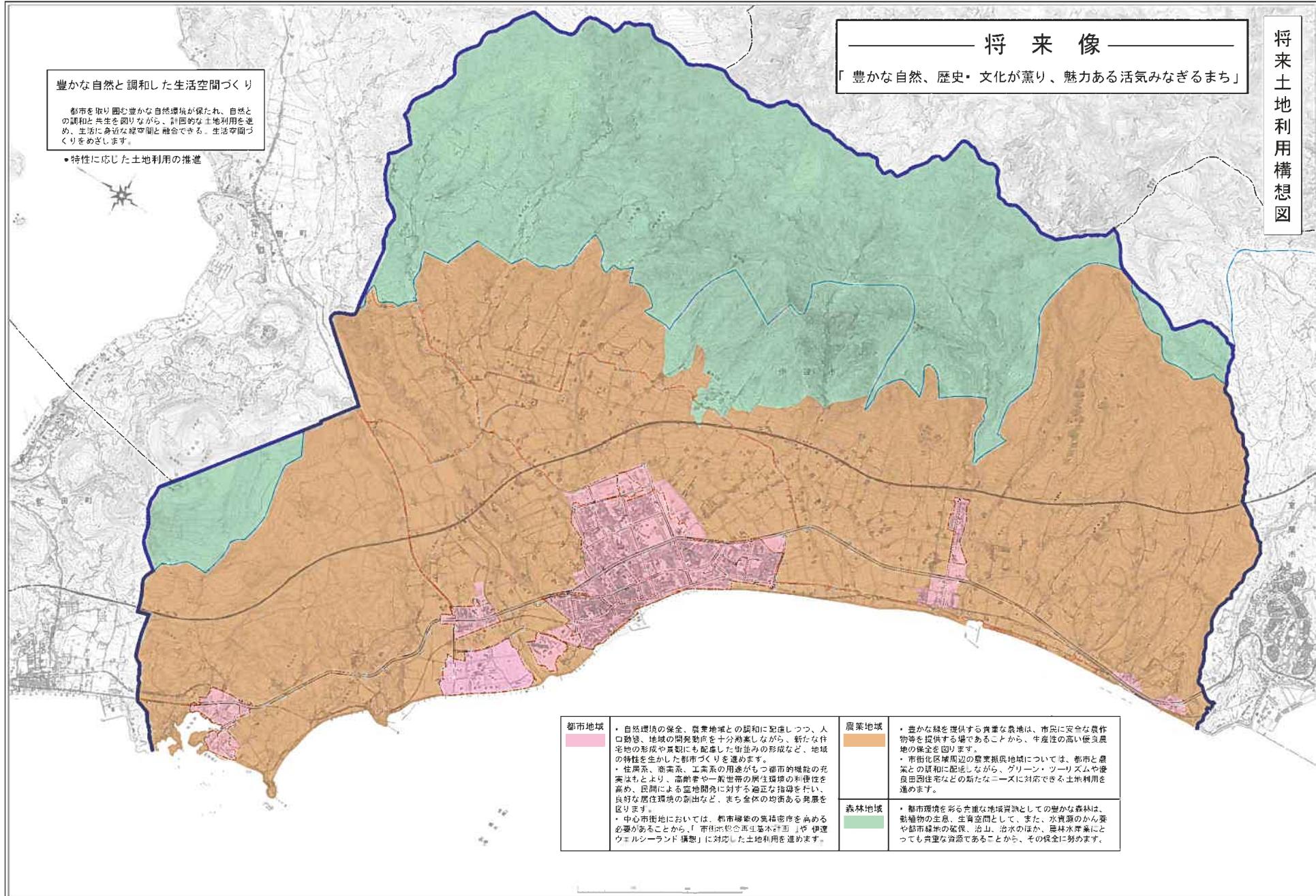
将来像

「豊かな自然、歴史・文化が薫り、魅力ある活気みなぎるまち」

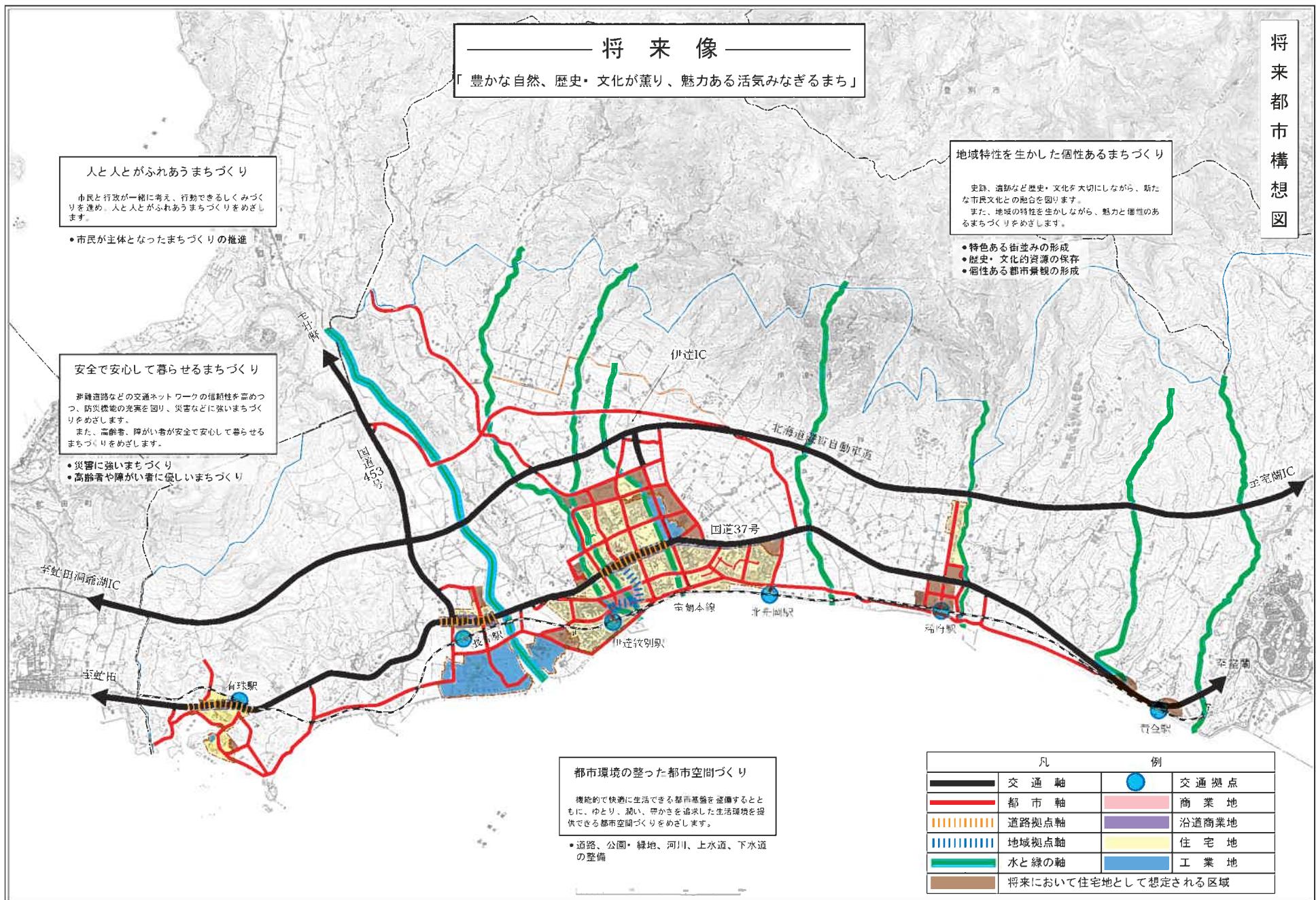
豊かな自然と調和した生活空間づくり

都市を取り囲む豊かな自然環境が保たれ、自然との調和と共生を図りながら、計画的な土地利用を進め、生活中身近な緑空間と融合できる、生活空間づくりをめざします。

・特性に応じた土地利用の推進



将来都市構想図



大滝区
将来都市構想図

